

公 示

次のとおり公示します。

令和7年5月19日

国土交通省北海道開発局

網走開発建設部長 佐々木 博



1 件 名 自動販売機（清涼飲料水）の営業に伴う庁舎の使用許可を希望する者の公募

2 営業条件等 公募説明書による

3 使用許可期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで
原則として一度に限り更新可（継続は最長10年間）

4 対象施設

(1) 遠軽開発事務所

所在地 紋別郡遠軽町大通北7丁目

設置許可台数 1台

(2) 興部道路事務所

所在地 紋別郡興部町字興部120番地の2

設置許可台数 1台

5 決定方法等

(1) 上記4に記載する対象施設ごとに、提示された使用料（消費税及び地方消費税を含む）のうち、当部の基準使用料以上で最高額を提示し、かつ有効な申請を行った者を決定者とする。

なお、決定者となるべき使用料を提示した者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて決定する。また、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(2) 使用料の再提示

提示された使用料のうち、当部の基準使用料以上の使用料を提示した者がいない場合は、再提示の意思を示した者に対し再提示を依頼することとする。

6 公募参加要件

以下の要件を満たし、誓約書を提出した者。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴

- (2) 本公募に示した条件に違反した者のした申請、公募説明書の交付を受けていない者のした申請、申請書に虚偽の記載をした者の申請又は申請者に求められた義務を履行しなかった者の申請は無効とします。

なお、無効の申請を行った者を決定者としていた場合は、決定を取り消す。

- (3) 国有財産使用許可を得て営業を開始した場合、使用料及び電気料を徴収する。
(4) 使用料は、本公募において決定された使用料を支払うこと。
(5) 電気料は、申請者負担で個別メータを設置し、使用料相当額を負担すること。
(6) 本公募で決定された者は、決定通知後、速やかに、国有財産使用許可申請を行うこと。使用許可面積は本公募において申請された使用面積とする。